

身近に、応援したい会社がある。

身近な人に、会社を応援してほしい。



株主コミュニティ

非上場企業とその企業に身近な人々のための
非上場株式の取引・資金調達制度

制度のご紹介

- 1 株主コミュニティは、非上場企業とその企業に身近な人々のための、非上場株式の流通取引・資金調達制度です。
- 2 取引や投資勧誘は、株主コミュニティの参加者に限定されます。また、参加者は、株主や役職員、地域住民など、企業の身近な人々を想定しています。
- 3 非上場企業は適時開示の義務を負わず、少ない開示コストで、身近な人々に向けて自社株式の取引の場を提供したり、資金調達を行うことができます。
- 4 投資家は、自分の身近な非上場企業の株式の取引等を通じて、その企業を応援することができます。

利用場面

制度の利用が想定される企業は、以下のようなニーズのある非上場企業です。



- 株主や地元の投資家などに自社株式の取引の場を提供したい
- 上場せず低成本で自社株式の取引の場を設けたい
- 事業承継がしたい、分散した株式を買い集めたい
- 非上場企業のまま資金調達がしたい

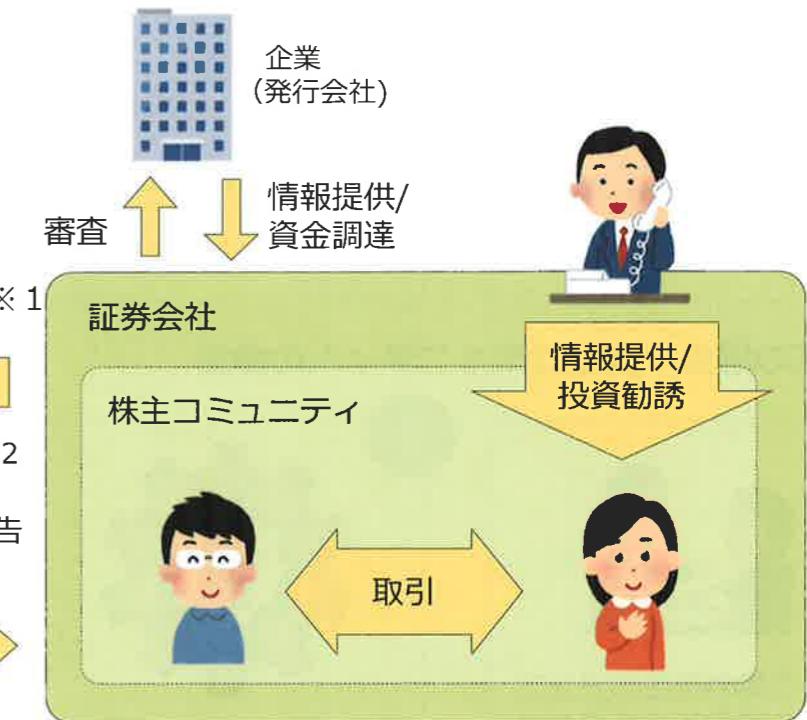
また、株主コミュニティへの参加が想定されるのは、以下のような方です。

その企業の役員、従業員、親族、株主、取引先会社のサービスを受ける顧客（株主優待への期待）
その企業の成長を支援・応援する投資家 など



制度のしくみ

株主コミュニティは、証券会社が銘柄毎に組成し、そのコミュニティの中で、当該銘柄の投資勧誘や情報提供、取引や資金調達が可能となる制度です。このような制度のため、インサイダー取引規制や適時開示義務の対象外となっています。



※1 有価証券報告書を提出している、又は、直近の会社内容説明書をウェブページに掲載している発行会社については、株主コミュニティ組成の目的に適した顧客の属性を定め、公表していることを条件に、広く参加勧誘ができます。

※2 上記のほかに、役職員の親族・グループ企業の役職員・元株主・元役職員・特定投資家にも参加勧誘ができます。

主な留意点・リスク

- 企業の場合
 - ・ 株主コミュニティの組成や資金調達を行うには、証券会社の事前審査が必要となります。
 - ・ 株主コミュニティ銘柄となった場合、参加者に対し、決算情報等の提供が求められます。
- 投資家の場合
 - ・ 発行会社は、有価証券報告書を公表していない場合があります。
 - ・ 発行会社は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていない場合があります。
 - ・ 株主コミュニティ銘柄は、取引所ではなく証券会社の店頭のみで取引が行われます。
 - ・ 株主コミュニティ銘柄は、売買したいときにすぐに取引が成立するとは限りません。
 - ・ 株主コミュニティ銘柄は、参考となる取引価格もないことが多い、価格も大きく変動することがあります。
 - ・ 発行会社の倒産等により、投資した金額がゼロになることがあります。
 - ・ 株主コミュニティが解散された場合は、取引できる機会が著しく失われます。
 - ・ 実際の取引では、証券会社から交付される契約締結前交付書面をご確認ください。

制度の利用方法（例）

企業の場合：株主コミュニティの組成



投資家の場合：株主コミュニティへの参加



株主コミュニティ銘柄や取扱証券会社（運営会員）を探す方法

以下の日本証券業協会の株主コミュニティに関するウェブページにアクセスし、「株主コミュニティ銘柄の統計情報及び取扱状況」または「株主コミュニティの運営会員」のページをご覧ください。

もっと詳しく知りたい方は…

日本証券業協会の株主コミュニティに関するウェブページをご確認ください。

<https://market.jsda.or.jp/shijyo/kabucommunity/>

【お問い合わせ先】 日本証券業協会 エクイティ市場部 03（6665）6770



【ご注意】この文書は株主コミュニティ制度の主な特徴などを記載したものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書の著作権は日本証券業協会に帰属しており、この文書の頒布・複製については、制度周知を図る目的に限って可能です。

（2022年7月作成）